

有償運送を行うことができる事業所の要件

1. 非営利組織の場合

次に掲げた組織を非営利組織といいます。

NPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・商工会議所
商工会・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・認可地縁団体
非営利の任意団体

これらの組織は「福祉有償運送」と「タクシー事業」を行うことができます。以前は法人格が必要でしたが、現在は法人格がない任意団体であっても組織の運営がしっかりしており、会計監査などもきちんに行われているときは、運営することができます。

福祉有償運送では、買い物や墓参り、レジャー、通勤・通学などの利用目的が自由な送迎はもちろん、その組織が「指定訪問介護事業所」や「指定障害福祉サービス事業所」であるときは、介護保険を適用した送迎や、障害者総合支援法制度に基づく送迎をすることができます。

また、非営利組織であっても「タクシー事業」を行うことが可能です。しかるべき手続きを踏んでタクシー事業を開始することができます。

タクシー許可には「一般」と「福祉限定」があり、障害者支援団体や介護事業所の場合は、「福祉限定許可」がとりやすいです。

また、タクシー許可を取得した事業所で、その組織が「指定訪問介護事業所」や「指定障害福祉サービス事業所」であるときは、介護保険を適用した送迎や、障害者総合支援法制度に基づく送迎を、自家用自動車で行うことができます。

福祉有償運送は、徴収する運賃が、タクシーの半額程度という制限があります。このため採算を考える場合は、営業ナンバーと二種免許取得の手間はかかりますが、タクシーを選択することもあります。

また福祉有償運送は、登録する前に、市町村が主宰する「福祉有償運送運営協議会」で承認してもらわなければ登録できないということもあり、やむを得ずタクシー許可を取得している団体も多数あります。

2. 営利組織の場合

次に掲げた組織を営利組織といいます。

株式会社・有限会社・企業組合・合同会社・有限責任事業組合（LLP）

これらの組織は「タクシー事業」を行うことができます。営利組織は福祉有償運送を行うことはできません。

タクシー事業は、一般的には「法人タクシー」と「個人タクシー」の2種類がありますが、法人タクシーはさらに「一般許可」と「福祉限定許可」の2種類があります。この2つの許可の違いは次の通りです。

① 一般許可

- A 営業ナンバー車両を最初に3～5台程度用意しなければならない
- B 最低車両台数に見合った人数の2種免許所持運転者を確保しなければならない
- C 流し運行ができる
- D 誰でも乗客にできる

② 福祉限定許可

- A 営業ナンバー車両を最初に1台用意すればいい
- B 2種免許所持運転者は1人いればいい
- C 流し運行ができない（事前予約制）
- D 乗客は、障害のある人、要介護・要支援の認定を受けた人、けがのために一時的に自力歩行できない人、急病の患者、そしてこれらの人に付き添って乗る場合の健常者、に限定される
- E 民間救急車業務を行うことができる

以上ことから、障害者支援団体や介護事業所の多くは「福祉限定許可」を取得しています。

また、これらの組織が「指定訪問介護事業所」や「指定障害福祉サービス事業所」であるときは、介護保険を適用した送迎や、障害者総合支援法制度に基づく送迎を、**自家用自動車**で行うことができます。これを「訪問介護員等による有償運送」といいます。ヘルパーが「福祉有償運送運転者講習」を受講するため、この運送を「福祉有償運送」だと思っている経営者もいますが、福祉有償運送ではありません。

3. 有償運送の種類

自家用自動車で行うことができる有償運送は、まとめると次の2種類です。
(79条登録)(78条許可)(4条許可)(43条許可)は道路運送法の根拠です。

① 福祉有償運送(79条登録)

A 非営利組織だけが行うことができる運送

② 訪問介護員等による有償運送(78条許可)

A 非営利組織も営利組織も、どちらも行うことができる運送

B ただし、タクシー許可を取ってからでないとできない

また、営業ナンバー車両と二種免許が必要な運送は、次の通りです。

③ 一般乗用旅客自動車運送事業(4条許可)

A 一般タクシー許可

B 福祉限定タクシー許可

④ 特定旅客自動車運送事業(43条許可)

A 特定の人(あらかじめ申請した人に限定)を特定の場所(あらかじめ申請した病院等)への送迎だけが許可される運送

②の訪問介護員等による有償運送を行いたい場合は、先に③か④の許可を取得しなければいけません。

さらに③の許可を取得する場合、地方運輸局(青森県の場合は仙台市にある東北運輸局)において実施される「役員法令試験」に合格しなければ、許可申請の手続きに進めません。

また②の有償運送はタクシー許可に付随して行うものなので「事業」になりますが、①の福祉有償運送は「事業には当たらない」と国土交通省は考えております。つまり、商売ではなく公共交通を補完する市民活動の一手段としており、福祉有償運送を積極的に推進することで、自力歩行が困難な人たちの社会参加促進に結びつくと捉えています。